

意見提出手続の運用に関する苦情の申出に対する調査審議結果

No. 1	
受付年月日	令和7年(2025年)2月5日
申出の趣旨	<p>現在、吹田第三幼稚園及び東保育園を廃止し、幼保連携型認定こども園を新設する計画が進んでいます(令和8年2月議会に条例改正提案)。</p> <p>吹田市民の意見の提出に関する条例(パブリックコメント条例)の逐条解説では、「公の施設の新設などでは(中略)施設の計画段階でパブリックコメントの実施を検討する必要があります」としています。保育幼稚園室は、令和7年8月に改正条例のパブリックコメントを実施する予定にしていますが、この事案は令和7年2月議会の設計予算計上前に実施する必要があります。</p> <p>パブリックコメント条例等を理解しているのならば、市民生活に影響のない段階を「計画段階」と解釈し、その時点で広く計画を開示し、意見募集を行うことが正当であり、それが実現していないことも合わせて苦情申し立てをします。</p>
市民自治推進委員会の調査審議結果	<p>【調査内容】</p> <p>【担当室(保育幼稚園室)の見解】</p> <p>吹田市民の意見の提出に関する条例第3条に基づき、「吹田市立教育・保育施設条例(以下、「条例」という。)」の一部改正に当たりましては、令和7年夏頃にパブリックコメントを実施する予定としております。</p> <p>幼保連携型認定こども園化に向けた東保育園の大規模修繕工事の実施時期は令和8年度を予定しており、その予算につきましては令和8年2月定例会で提案を予定しているところでございます。</p> <p>現時点ではパブリックコメントを実施しておりませんが、条例の一部改正の手続き前かつ建設工事着手前にはパブリックコメントを実施予定であることから、実施時期としては適切と考えております。</p> <p>また、パブリックコメントでいただいた御意見につきましては、必要に応じて可能な限り工事に反映させてまいります。</p> <p>【パブリックコメント所管室(市民自治推進室)の見解】</p> <p>パブリックコメント条例では、原則「条例」についてパブリックコメントの実施を義務付けていますが、実施時期についての明確な定めはありません。</p> <p>パブリックコメントの実施時期については、各担当室課において政策等の施行時期などを見据えながら、政策等への市民意見の反映が円滑となるよう適切な実施時期を判断しています。</p> <p>パブリックコメント条例逐条解説においては、「公の施設の新設などでは施設の計画段階でパブリックコメントの実施を検討する必要があります」としており、今回、保育幼稚園室においては、この検討の結果、保護者及び連合自治会へ設計予算計上前の説明会を通じて意見を聴取し、市民参画の取組に努めたいと、パブリックコメント実施にあたり適切な時期を設定したものと理解しております。</p> <p>【市民自治推進委員会の判断】</p> <p>苦情内容につきまして、当委員会で慎重に検討し、審議いたしました結果、パブリックコメントの実施・運用手続きとして、今回の市の対応はパブリックコメント条例に違反するものではない、と判断いたしました。</p> <p>パブリックコメント条例では、条例を含む政策等については、原則としてパブリックコメントの実施を義務付けていますが、その時期については明確な定めがありません。そのため、担当室(保育幼稚園室)が「吹田市立教育・保育施設条例」の一部改正についてパブリックコメントの実施を予定している以上、パブリックコメント条例に違反するものではないと考えます。</p> <p>以上から、当委員会といたしましては、今回のパブリックコメントの実施・運用が適法性を欠いているとはいえず、実施機関に対し、是正の措置を講ずるような勧告、または制度の改善について提言を出すまでには至らない、と判断いたしました。</p> <p>ただし、吹田市自治基本条例が定める市民参画及び協働という市民自治の運営原則を踏まえ、今後に向けて、例えば、できるだけ早い時期でのパブリックコメントの実施を検討するなど、改善すべき点はあると考えています。</p>
結果公表年月日	令和7年(2025年)5月13日